



# 医療福祉相談室 だより

2013年2月  
第3号

人工透析を始められた患者さまの経済的負担が軽減されるよう医療費の公的助成制度が確立されています。今回はその中のひとつである特定疾病療養受療証についてご説明いたします。

## 特定疾病療養受療証(長)について

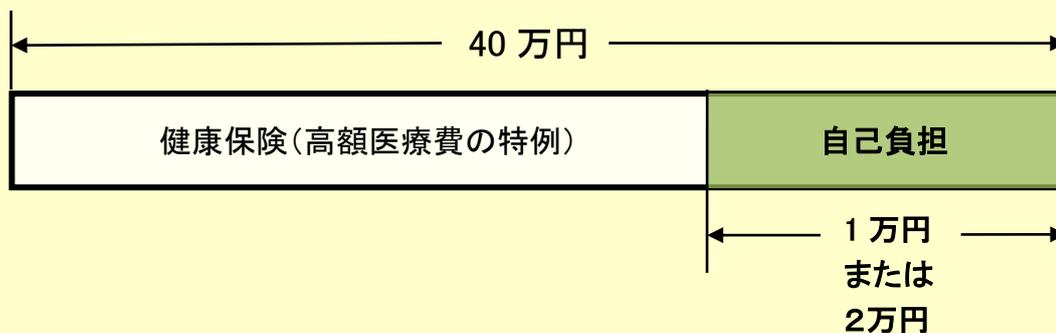
### 制度概要

人工透析をはじめると**特定疾病療養受療証**(通称(長)「マルチョウ」)を申請することができます。これは、健康保険の高額医療費制度の特例です。

**特定疾病療養受療証**を取得すると、透析にかかる医療費の自己負担額が、月額1万円又は2万円になります。

例) 1ヶ月の外来透析の医療費を40万円とすると…

高額医療費制度の特定疾病にかかる特例により、自己負担は1万円又は2万円になります。



障害者医療費助成制度については次号ご案内します!



この自己負担分は、地方自治体の障害者医療費助成制度等で全額又は一部助成される場合があります。

## 申請受付

---

現在加入されている健康保険窓口になります。

全国健康保険協会(協会けんぽ)	…社会保険事務所(事業所を管轄する)
健康保険組合	…健康保険組合
後期高齢者医療保険	…市区町村国民健康保険係
国民健康保険	…市区町村国民健康保険係
組合国民健康保険	…国民健康保険組合
共済組合	…共済組合

## 申請書類

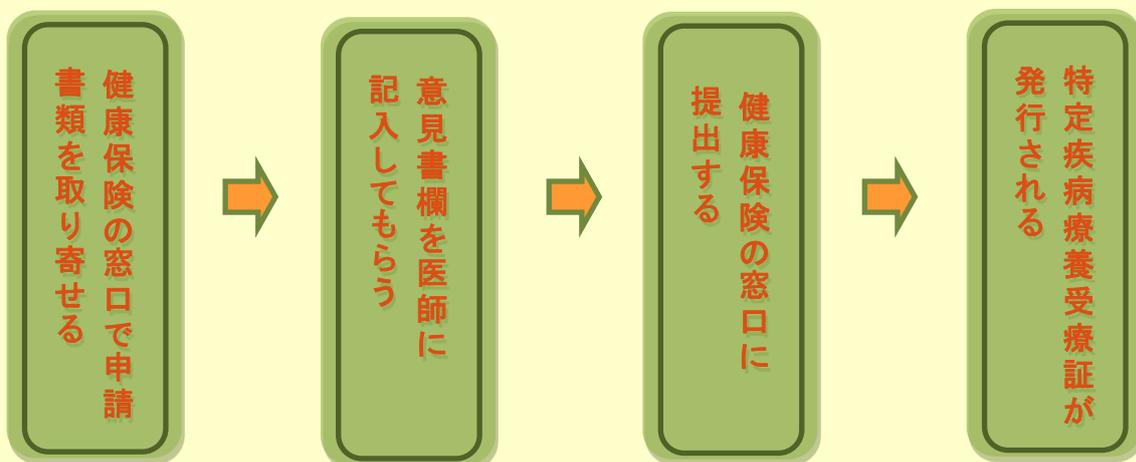
---

- ・ 健康保険証
- ・ 印鑑
- ・ 申請書(各保険者の受付窓口にあります)



## 申請手順

---



転職・退職や、市外への転居などに伴い健康保険証が変更された場合、合わせて特定疾病療養受療証の変更手続きが必要となります。

特定疾病療養受療証がないと、医療機関窓口での自己負担額が高額になりますので、手続きは速やかに行いましょう。